2-2 文化を培う「森の都」づくり(緑の創出)

(1)都市公園の整備		市民	事業者	行政
①身近な公園の整備	・住区基幹公園の整備			
②都市の緑の拠点となる公園の整備	・都市基幹公園の整備、広域公園の整備	0	—	0
③歴史文化資源を活かした公園 の整備	・歴史公園、墓園の整備			
④自然環境を保全・活用した緑地 の整備	・都市緑地の整備			
⑤魅力ある公園づくり	・森の都の公園づくり、環境に配慮した公園づくり、 災害時に役立つ公園づくり、人にやさしい公園づく り、公園づくりへの市民参加	©	0	0
⑥公園の管理・運営の充実	・安全で快適な公園の維持管理、公園利用の促進、 効率的な管理体制づくり、市民参加の公園管理	0	0	0
	···			
(2)都市公園以外の緑地等(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	市民	事業者	行政
①香りの森の整備	・「香りの森」の整備と利活用活性化	0	—	0
(3)公共公益施設の緑化		市民	事業者	行政
①道路の緑化	・街路樹等の整備拡大、潤いのある歩道空間の整備、 街路樹等の適正管理	0	—	0
②河川の環境整備	・美しい流れの確保、多自然型の川づくり、親水空 間の整備、市民参加の河川環境保全	0	—	0
③学校の緑化	・学校樹の整備、花壇等の整備	0	—	0
④社会体育施設の緑化	・社会体育施設の整備・緑化	0	—	0
⑤その他の公共施設の緑化	・市民センター、コミュニティーセンター、浄化セ ンター等の緑化充実	0	—	0
(4) 民有地の緑化(新世紀	・夢石の枩づくり)	市民	事業者	行政
①住宅地の緑化	・樹木の植栽と育成、生垣化の奨励、ベランダ緑化	(i) E	尹未1	
	の奨励			O
②商業地域の緑化	・*総合設計制度の活用、再開発事業等による緑地の 確保、商店街緑化の推進、ビル緑化推進	_	0	0
③工業地域の緑化	・敷地外周の緑化推進、*緑地協定の締結推進		0	0
④まちぐるみの緑化	・花いっぱい作戦の推進、*緑地協定の締結推進	0	0	0
⑤*緑化地域の指定	・候補地の選定及びその地区の指定に必要な調査等	Ö	Ŏ	0
(=) + > + (! : • • • •			NI	4 1
(5)中心市街地の緑化	B 1 43 11.47 6 43 11.44 74	市民	事業者	行政
①中心市街地の緑化推進	・屋上緑化等の緑化推進	0	0	0
(6)景観計画について		市民	事業者	行政
①景観区域・景観地区の指定	・各種調査を実施し、景観計画区域や景観地区の指	0	0	0
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	定を検討 ・景観計画策定と、それに基づく緑化事業推進の展 開	-	-	

<市民・事業者・行政の果たす役割>

◎: 主体
○:協力

(1)都市公園の整備

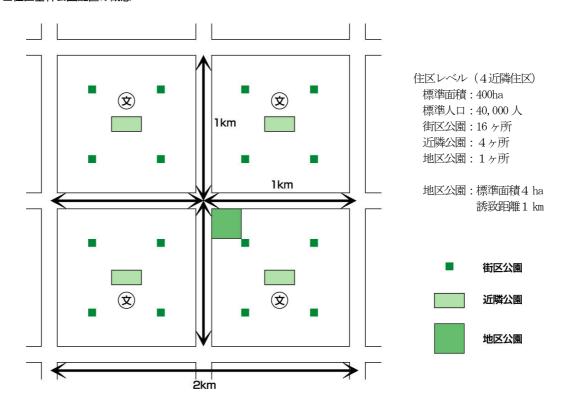
① 身近な公園の	整備				
施策方針	クリェーションやコミュ	公園、近隣公園、地区公園 ∟ニティ一形成の場となり 地域に計画的に整備し、2	、災害時には一時避難地		
施策内容	 ◇住区基幹公園の整備 ○街区公園 誘致距離が概ね 250m、1 ヶ所当たり面積 0. 25ha を標準として配置し、約 20ha の整備を目指します。 ○近隣公園 誘致距離が概ね 500m、1 ヶ所当たり面積 2 ha を標準として配置し、約 10ha の整備を目指します。 ○地区公園 				
	約4 ha の整備を目	指します。			
市民・事業者・行政の果たす役割	市民 ©	事業者 —	行政 ◎		

■住区基幹公園の当面の整備目標

		現 況(平成 15 年度末現在)		平成 20 年度 (西暦 2008 年)		008年)	
種	別	ヶ所	面積(ha)	一人当たり (m²/人)	ヶ所	面積(ha)	一人当たり (m²/人)
街区	0. 1ha 未満	369	12. 9	0. 2	369	13	0. 2
公園	0. 1ha 以上	288	67. 0	1.0	305	72	1.0
ij	丘隣公園	26	38. 2	0. 6	27	39. 3	0. 6
坩	也区公園	5	23. 2	0. 4	5	23. 7	0. 3
	計	688	141. 3	2. 2	706	148. 0	2. 1

* 地区公園は、平成20年度末までに公園整備を約0.5ha行うが、一人当たり公園面積は 人口増加のため減少記載となった。

■住区基幹公園配置の概念



■住区基幹公園



街区公園(堂免公園)



近隣公園(白川公園)



地区公園 (八景水谷公園)

② 都市の緑の拠点	となる公園の整備		
施策方針	いや総合的なレクリェー	公園、運動公園)や広域公 -ション、運動の場となり 現在事業中の公園整備を推 な公園を整備します。	リ、災害時には広域避難
施策内容	進します。 ・自然環境の保全と原す。 〇運動公園の活用の推送 ◇広域公園(水前寺江津 ・上江津地区、出水地保全します。 ・水生植物や生物に西	_	山公園の整備を推進しま
市民・事業者・行政	市民	事業者	行政
の果たす役割	0	_	0

■都市基幹公園・広域公園の当面の整備目標

	現 況	現 況(平成 15 年度末現在)			平成 20 年度 (西暦 2008 年)		
種別	, <u>ac</u>	面積(ha)	一人当たり	, <u>ac</u>	売 珪 (ba)	一人当たり	
	ヶ所	山(貝(IIII)	(m²/人)	ヶ所	面積(ha)	(m²/人)	
総合公園	1	52. 3	0.8	2	67. 8	1.0	
運動公園	3	115. 0	1. 7	3	115. 0	1. 7	
都市基幹公園計	4	167. 3	2. 5	5	182. 8	2. 7	
広域公園	1	117. 0	1.8	1	117. 0	1. 7	

* 広域公園は平成20年度末までの5ヵ年間に公園整備を行なわないため、一人当たり 公園面積は、人口の増加に伴い減少記載となった。

■都市基幹公園



総合公園(熊本城公園)



運動公園(熊本県民総合運動公園)

■広域公園



水前寺江津湖公園(上江津)



水前寺江津湖公園(動植物園)

③ 歴史文化資源を活かした公園の整備				
施策方針	特殊公園(歴史公園、墓園)は、史跡等の文化財の公開等を目的とした、市民のレクリェーションの場となる公園です。歴史文化資源を活かした公園や不足する墓園の整備を進めます。			
施策内容	◇歴史公園の整備・歴史公園整備を進めます。◇墓園の整備・桃尾墓園を拡張整備します。			
市民・事業者・行政	市民	事業者	行政	
の果たす役割	0	_	0	

■特殊公園・墓園の当面の整備目標量

	現 況(平成 15 年度末現在)		平成 20 年度 (西暦 2008 年)				
種	別	ヶ所	面 積(ha)	一人当たり (㎡/人)	ヶ所	面積(ha)	一人当たり (㎡/人)
特殊	風致公園	5	18. 4	0. 3	5	18. 4	0. 3
公園	歴史公園	9	15. 5	0. 2	9	15. 5	0. 2
	墓園	3	17. 8	0. 3	3	34. 5	0. 5
	計	17	51. 7	0.8	17	68. 4	1.0

■特殊公園整備例



歴史公園 (武蔵塚公園)



墓園(桃尾墓園)

④ 自然環境を保証	④ 自然環境を保全・活用した緑地の整備				
施策方針		然環境を保全し、都市景観 る良好な樹林地や河川等を 。			
施策内容	保全と活用を図りま 〇河川緑地 ・坪井川や白川、加勢。 〇広場公園等	いる託麻三山(神園山小山 す。 川の高水敷等を利用した緑 街角に緑地帯や市民が緑と	地の整備を進めます。		
市民・事業者・行政	市民	事業者	行政		
の果たす役割	©	_	©		

■都市緑地の当面の整備目標量

	現 況(平成 15 年度末現在)			平成 20 年度 (西暦 2008 年)		
種別	ヶ所	面積(ha)	一人当たり (m²/人)	ヶ所	面積(ha)	一人当たり (m²/人)
都市緑地	50	80. 2	1. 2	51	90. 2	1. 3

■都市緑地





託麻三山

坪井川緑地

⑤ 魅力ある公園で	づくり				
施策方針	誰もが何度も利用したくなるような社会要請や市民の二一ズに対応した、 個性豊かな公園を整備します。				
施策内容	・地域の特性や歴史資 ◇環境に配慮した公園づ ・豊かな自然環境を活 ・地球温暖化防止やの ・リサイクル資源を活 ◇災害時に役立つ公園づ ・広場や防災倉庫等の ◇人にやさしい公園づく ・*バリアフリー、スロ ・健康増進の場を確保	かした自然とのふれあいののの削減、大気浄化に配慮に用します。 くりの災害応急対策施設を整備し りのではないである。	機能を形成します。 り場を整備します。 した植栽をします。 います。		
	・身近な公園の計画段階からの参加を促します。				
市民・事業者・行政の果たす役割	市民 ② 公園づくりへの参加	事業者	行政 ◎		

■魅力ある公園



水辺の自然環境を活かし、*ビオトープや観察施設を整備します。(水前寺江津湖公園)



季節感や彩りを感じさせる植物をテーマとした花壇等を整備します。(動植物園)



防災施設や避難地となる広場等を整備します。 (池上中央公園)



手軽な運動施設を整備します。 (戸井の外公園)



*PI手法による公園整備計画の検討状況

⑥公園の管理・対	⑥ 公園の管理・運営の充実				
施策方針	いつでも誰でもが安全・快適に公平で、楽しい利用ができるように、管 理運営を充実します。				
施策内容	◇安全で快適な公園の維持管理・危険箇所の早期発見に努め、迅速な修理を行います。・利用状況やニーズに即した公園施設の補填、改良を行います。・公園樹木の樹種に応じた適切な管理を行います。・利用マナーの向上を啓発します。				
		J地域コミュニティーを形成と とどもたちが体験学習を行			
	◇効率的な管理体制づくり・運動施設貸し出しのオンライン化や公園台帳のデータベース化を進めます。・公園で発生する剪定枝葉の有効利用を図るよう検討します。(緑のリサイクル)				
	 ◇市民参加の公園管理の充実 ・公園愛護会結成や公園*ふれあい美化ボランティア制度の参加を促し、支援を強化します。 ・市民参加による清掃や草刈りを実施します。 ・公園愛護会連合会の総会やブロック会議の実施により情報交流を進めます。 				
市民・事業者・行政	市民	事業者	行政		
の果たす役割	◎ ボランティア活動への参加 自主的な公園維持管理への 参加		©		

■公園愛護会

昭和42年、子供たちに元気で楽しく遊んでもらえる公園づくりのために、熊本市と協力して、公園をいつも安全で清潔に維持管理していこうとの趣旨で公園愛護会が誕生しました。

平成2年、第24回公園愛護会総会の折、「私たちの公園は私たちの手で」「愛護会相互の親睦を深めよう」の スローガンを掲げて公園愛護会連合会が設立され、現在に至っています。その間、月1回の「公園愛護の日」や「 公園愛護憲章」が制定され、公園の維持管理に大きく貢献しています。

■熊本市公園愛護憲章

いつまでもきれいな公園のために…

- 1. 公園は、みんなで楽しく利用しましょう。
- 1. 公園の緑を大事に育てましょう。
- 1. 公園の施設は、大切に使いましょう。
- 1. 公園では、まわりの人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 1. 「公園はきたときよりも美しく」を心がけましょう。

■都市公園での市民参加活動例



公園愛護会

■都市公園における催事等開催例



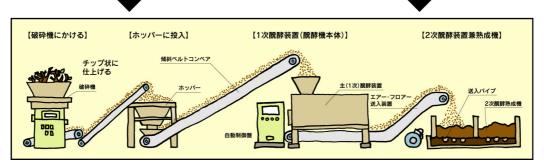
秋桜まつり (動植物園)

■緑のリサイクルの概念図 (国土交通省資料より)

剪定枝、刈り枝、落ち葉、雑草を天然有機肥料に変える "緑のリサイクルシステム"



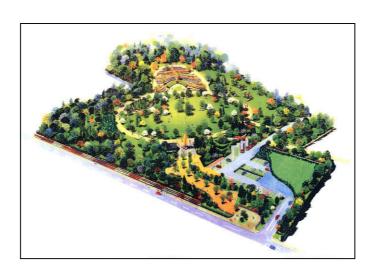




(2) 都市公園以外の緑地等の整備

① 香りの森の整備				
施策方針	心身ともに健康を実感できる香り高い森の都の街づくりを推進し ます。			
施策内容	◇「香りの森」の整備(4.1ha)と利活用・香りの街づくりの拠点、香りの文化の情報発信基地として、四季の香りを楽しめるレクリェーションの場を整備し、利用活性化を図ります。			
市民・事業者・行政	市民	事業者	行政	
の果たす役割	〇 植樹活動への参加 植栽木の維持管理	_	©	

■「香りの森」



■香りの森に植栽した主な植物

分類	花の香りを楽しむ	葉、茎の香りを楽しむ
樹木類	ウメ、クチナシ、ジンチョウゲ、タイサンボク、	クスノキ、ゲッケイジュ、ニオイヒバ、ヒムロ、ローズマリー
	モクセイ、モクレン、ライラック、ロウバイ	
草類	カンラン、ニオイスミレ、ハマユウ、ユリ、ラベンダー	カモマイル、セージ、タイム、バジル、マロウ、ミント